

## 重要事項説明書 1

### 社会福祉法人浴風会 介護老人保健施設「老健くぬぎ」のご案内 (令和5年7月1日現在)

#### 1. 施設の設置・運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 浴風会  
(2) 法人所在地 東京都杉並区高井戸西 1-12-1  
(3) 連絡先 電話番号 03-3334-2101  
FAX 03-3334-2186  
ホームページアドレス <http://www.yokufuukai.or.jp/>  
(4) 代表者 理事長 寺尾 徹

#### 2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 介護老人保健施設  
(2) 施設の名称 介護老人保健施設 老健くぬぎ  
(3) 施設の目的 介護老人保健施設は介護保険法令にしたがい、ご契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、ご契約者の居宅生活の維持を目的として、日常生活に必要な共用施設等を利用し、サービスを提供します。  
(4) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上6階建  
(5) 延床面積 4,471.13 m<sup>2</sup>  
(6) 併設事業 (定員/東京都知事の事業者指定番号)  
○病院 (250床/15-1498・3)  
○通所リハビリテーション (30名/1351580012)  
(7) 所在地 東京都杉並区高井戸西 1-12-1  
【交通】京王井の頭線富士見ヶ丘駅より徒歩7分  
高井戸駅より徒歩9分  
※高井戸駅より無料送迎バスあり  
荻窪駅より関東バス(芦花公園駅行・北野行)  
浴風会前下車  
(8) 連絡先 電話 03-5336-7701 FAX03-5336-7702  
(9) 施設長名 金澤 保  
(10) 運営方針  
・利用者の意思、人格を尊重しながら、ご自宅で自立した生活を営むことができるよう支援します。  
・利用者の身体能力、精神能力を高めるためのケア、リハビリに積極的に取り組みます。  
・利用者おひとりお一人に寄り添ったサービス提供に努め、地域に開かれた施設を目指します。  
(11) 開設年月日 平成26年10月1日  
(12) 利用定員 100名(短期入所療養介護含む。)

### 3. 利用対象者

- (1) 当事業所を利用できるのは、要介護1～5に認定され、病状等が安定されている方が対象となります。
- (2) 利用開始時に要介護1～5の方、病状等が安定している方であっても、利用後に要介護認定者でなくなった場合、医療機関へ入院となった場合は、利用を終了（退所）していただくことになります。

### 4. 設備の概要

当施設では、下記の居室及び設備をご用意しています。入所される居室は、個室及び多床室があり、ご契約者の心身の状況や空室状況を勘案して決定します。

室名	室数	設備・什器等
1人室	12	テレビ、床頭台、手洗い、冷蔵庫、トイレ
4人室	22	テレビ、床頭台、手洗い
診察室	1	電子カルテ、診察台、シャウカステン、手洗い
談話室	3	テーブル、ソファ、テレビ
食堂	3	テーブル、椅子、冷蔵庫、給茶機、電子レンジ、テレビ
レクリエーションルーム	2	テーブル、椅子、テレビ

### 5. サービス内容

- (1) 施設サービス計画、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- (2) 食事（食事は原則として食堂でお摂りいただきます。）
  - ①朝食 8時00分～8時50分
  - ②昼食 12時00分～12時50分
  - ③夕食 18時00分～18時50分
- (3) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要するご利用者には特別浴槽で対応します。ご利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、ご利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護（退所時の支援も行います。）
- (6) リハビリテーション・レクリエーション
- (7) 相談援助サービス
- (8) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- (9) ご利用者が選定する特別な食事（おやつ）の提供
- (10) 理美容サービス
- (11) 行政手続代行
- (12) その他

\*これらのサービスのなかには、ご利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 6. 協力医療機関等

当施設では、併設の医療機関においてご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をするようにしています。

### ・協力医療機関

- ・浴風会病院 住所 杉並区高井戸西 1-12-1  
電話 03-3332-6511

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡をいたします。

## 7. 施設利用にあたっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設はご利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

### (1) 面会

面会時間は以下のとおりです。

- ・平日 午前10時から午後8時まで
- ・土日祝日 午前10時から午後8時まで

### (2) 外出・外泊

サービスステーションにて外出・外泊の許可をお申し出ください。  
ご利用者の体調によって許可できない場合もあります。

### (3) 飲酒

飲酒は、原則として禁止となっております。

### (4) 喫煙

原則として禁煙となっておりますが、医師の指示の上での喫煙は所定の場所で職員の指示に従ってください。

### (5) 火気の取扱い

防火上、喫煙に使用するライター・マッチ等は施設が管理いたします。

### (6) ペット等の動物について

施設内へのペット等の動物の持ち込みはご遠慮ください。

### (7) 設備・備品

施設内の設備・備品をご利用の際は職員にお知らせください。

備品・設備を破損、破壊した場合は、弁償していただくことがあります。

### (8) 所持品・備品の持ち込み

別紙「ご入所時にご用意いただくもの」に基づき居室の家具、床頭台の収容範囲で所持品をお持ち込みください。

それぞれの所持品・備品には記名をお願い致します。また、必要に応じ随時補充をお願い致します。

### (9) 洗濯物

入浴日の着替えのほか適時着替えをいたしますので、早めの補充交換をお願いします。

洗濯方法は①持ち帰り、②施設内のコインランドリーご利用、③業者委託（実費）の3通りがあります。

#### (10) 金銭・貴重品の管理

金銭・貴重品の持ち込みは原則禁止とします。

紛失、盗難については施設側では責任を負いかねますのでご了承ください。

#### (11) 外出・外泊時の施設外での受診

介護老人保健施設には常勤の医師がいること、病状安定期の要介護者をお預かりする施設ということから、みだりに医療機関へ受診することは認められていません。

従いまして外泊・外出時などの際に施設以外の医療機関で診療を受ける、薬をもらう、検査を受ける、処置を受ける等は原則としてできませんのでご了承ください。

また、高度な医療処置が必要な場合や様態は急変した場合は、医療機関に転院していただくことがあります。

### 8. 非常災害対策

- ・防災設備    スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知装置、非常警報装置、避難器具、誘導灯及び誘導標識、防火戸、防火シャッター
- ・防火訓練    年2回以上

### 9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しています。

### 10. 要望及び苦情等の相談

本法人では、社会福祉法第82条の規定により、ご利用者からの苦情に適切に対応するため以下の体制を整えています。

#### (1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者について

- |              |              |            |
|--------------|--------------|------------|
| ○苦情受付担当者（窓口） | 支援相談員        | 宇田川 貴司     |
| ○苦情解決責任者     | 施設長          | 金澤 保       |
| ○事業所連絡先      | 03-5336-7701 |            |
| ○受付時間        | 毎週月曜日～金曜日    | 9:00～17:30 |

#### (2) 苦情解決の方法

##### ①苦情の受付

苦情は面接、電話、意見箱、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

##### ②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。

##### ③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

##### ④浴風会苦情解決委員会

浴風会では、各施設を利用される皆様の権利を擁護し、適切にご利用がいただけるように、第三者の委員からなる苦情解決委員会を設置しております。皆様から頂きました苦情等のうち、当施設において解決の困難なもの等については苦情解決委員会において公正中立の立場にたって、適正な解決方法を策定し、浴風会理事長に提案いたします。

##### ⑤杉並区等との連携

本法人で解決できない苦情は、下記の窓口申し出ることができます。

- ・杉並区 介護保険課 相談調整担当 電話03-3312-2111
- ・東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導担当  
電話03-5326-0878

⑥その他

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 03-5336-7701)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、すみやかに対応いたしますが、施設内に備え付けられた「みなさまの声」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

1.1. その他

- (1) 第2種社会福祉事業として、老健くぬぎの入所等に係る利用料金についての減免の制度があります。詳しくは支援相談員にご相談ください。
- (2) 当施設についての詳細は、パンフレットをご用意してありますのでご利用ください。

## 重要事項説明書 2

### 介護保険施設サービスについて (令和3年6月30日現在)

#### 1. 介護保険証の確認

ご利用の申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

#### 2. 介護保険施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すればご自宅に戻ることのできる状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、ご利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者後見人、利用者の家族、身元引受人等のご希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

##### ◇医療：

介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

##### ◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

##### ◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

##### ◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用者の立場に立って運営しています。

#### 3. ご利用料金

ご利用料金、加算料金については、別表をご覧ください。

#### 4. 支払い方法

- ・毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の翌月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、銀行振込を基本としますが、それ以外の方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

## 重要事項説明書 3

### 個人情報の利用目的 (令和3年6月30日現在)

介護老人保健施設「老健くぬぎ」では、ご利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

#### 【ご利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

##### [介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - 一 入退所等の管理
  - 一 会計・経理
  - 一 事故等の報告
  - 一 当該利用者の介護・医療サービスの向上

##### [他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - 一 ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - 一 ご利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 一 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - 一 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険業務のうち
  - 一 保険事務の委託
  - 一 審査支払機関へのレセプトの提出
  - 一 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

#### 【上記以外の利用目的】

##### [当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - 一 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 一 当施設において行われる学生の実習への協力
  - 一 当施設において行われる事例研究

##### [他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - 一 外部監査機関への情報提供